

表1

## 住宅用地について

区分		課税標準額(固定資産税)	課税標準額(都市計画税)
小規模住宅用地	住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	評価額×1/3	評価額×2/3

(注)住宅用地の範囲は、原則として住宅の敷地の用に供されている土地の全部が対象となりますが、家屋の床面積の10倍を超える部分については、住宅用地の特例適用対象外となります。